

## 枚方市議会訓令第 1 号

### 枚方市議会全員協議会及び委員協議会規程の一部を改正する訓令

枚方市議会全員協議会及び委員協議会規程（昭和50年枚方市議会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（招集等）

第3条 全員協議会は、議長が招集する。

2 委員協議会は、委員長が招集する。

3 枚方市議会委員会条例（昭和34年枚方市条例第12号）第15条の2第1項に規定するオンラインを活用した全員協議会又は委員協議会（以下「各協議会」という。）の開催は、全員協議会にあつては議長が、委員協議会にあつては委員長が、それぞれ決定することができる。

附 則 [令和4年3月8日公布]

この訓令は、公布の日から施行する。